

## (C) 宝石鑑別 ルール

### ( ) 宝石鑑別書基本的記載表示規定

第1条 宝石鑑別書（以下鑑別書という）とは、宝石を種々の科学的テストに基づき鑑別した結果を記載したもので、下記の要件を満たすものをいう。

第2条 宝石の形状及び寸法に関する事項

a. 宝石の形状

b. 重量

\* 裸石の場合、重量表示はカラット単位とし小数点以下3桁表示とする。2桁表示の場合は3桁目を切り捨てるものとする。但し、重量物の場合グラム単位の表示も可とする。

\* 石がセットされている場合、原則として刻印通り記載するものとする。

c. 寸法

宝石の長径、短径及び深さの実測値を記載する。但し正確な測定が困難なセッティング及び複数石がセットされた宝飾品の場合、寸法は省略できる。

第3条 鑑別結果及びコメント等の表記

宝石の呼称及びコメント等の表記については、別に定める「宝石もしくは装飾用に供される物質の定義及び命名法に関する規定」、「各種宝石の表記及びコメント」、「各種真珠の表記及びコメント」に準拠するものとする。

但し、脇石およびソーティングについては以下のように取り扱う。

a. 脇石に関する結果表記

鉱物名は省略し、宝石名だけで表記される。

開示コメントは簡略化した表現で宝石名の直後に括弧内に明記されるも可。 例：ルビー（加熱）

”現時点ではカット・研磨以外に人的手段が施されていないとされる宝石です”のコメントについては省略可。

開 示 コ メ ン ト	簡略した表現
通常、透明度の改善を目的とした無色透明材の含浸が行われています	通常 - 含浸
透明度の改善を目的とした無色透明材の含浸が行われています	含浸
フラクチャーに透明物質を認む	透明物質
透明度の改善を目的とした透明材の含浸処理が行われています	含浸処理
外観の変化を目的とした無色樹脂の含浸処理が行われています	含浸処理
光沢および耐久性の改善を目的とした透明材の含浸処理が行われています	含浸処理
黒色化を目的とした有色材の含浸処理が行われています	含浸処理
外観の変化を目的とした有色樹脂の含浸処理が行われています	有色樹脂の含浸処理
色および耐久性の改善を目的とした有色材の含浸処理が行われています	有色材の含浸処理
キャビティ中に透明物質の充填を認む	充填
外観の改善を目的とした充填処理が行われています	充填処理
キャビティに充填処理を認む	充填処理

(C) 宝石鑑別 ルール

整形を目的とした充填処理が行われています	充填処理
通常、色の変化を目的とした加熱が行われています	通常 - 加熱
通常、色の改善を目的とした加熱が行われています	通常 - 加熱
色の変化を目的とした加熱が行われています	加熱
黒色化を目的とした加熱処理が行われています	加熱処理
色の変化を目的とした加熱または着色処理が行われています	加熱または着色処理
外部からの元素の拡散による人為的なアステリズムを認む	拡散加熱処理
色の変化を目的とした人為的な外部からの元素の拡散加熱処理が行われています	拡散加熱処理
色素による着色処理が行われています	着色処理
色素による母岩への着色処理が行われています	母岩への着色処理
黒色化を目的とした炭化処理が行われています	炭化処理
淡色化を目的とした脱色処理が行われています	脱色処理
通常、色の変化を目的とした人為的な照射処理が行われています	通常 - 照射処理
色の変化を目的とした人為的な照射処理が行われています	照射処理
色の変化を目的とした高温高压プロセスが行われています	高温高压プロセス
外観の改善を目的とした化学処理が行われています	化学処理
色の変化を目的とした化学処理が行われています	化学処理
通常、光沢の改善を目的としたワックス加工が行われています	通常 - ワックス加工
レーザードリリングが行われています	レーザードリリング
内部レーザードリリングが行われています	KM プロセス
コーティングによる着色処理が行われています	コーティング処理
コーティングによる人為的な着色処理が行われています	コーティング処理
被膜を認む	被膜

附則のコメントの使用

( ) 附則の 4 - 3 および 4 - 4 で記された " 人為的な外部からの元素の拡散加熱処理に関する検査は行っておりません。明瞭な確証を得るためにはより高度な分析を要します。 " コメントを使用する場合、【簡略した表現】の直後に " \* " の記号を付け、備考欄内に " \* 拡散加熱処理に関してはより高度な分析を要します。 " を記載する。

例：通常 - 加熱 \*

\* 拡散加熱処理に関してはより高度な分析を要します。

b. ソーティングに関する結果表記

鉱物名および宝石名を表記する。

開示コメントの簡略化した表現は、脇石に関する結果表記に準ずる。

" 現時点ではカット・研磨以外に人的手段が施されていないとされる宝石です " のコメントについては省略可。

第4条 当該宝石に関する検査測定以外の一般事項

- a. 写真  
当該宝石の全体を示す写真を添付すること。但しネックレス等については部分的な写真も可とする。
- b. 鑑別書番号
- c. 発行社(者)  
当該鑑別書を発行した鑑別(鑑定)機関の名称及び所在地、住所、電話番号を明記すること。
- d. 鑑別・ダイヤモンド・グレーディング(鑑定)規約及び天然石の表示に関する規定
- e. 発行日の表示
- f. 有限責任中間法人 宝石鑑別団体協議会会員の表示

第5条 鑑別書に記載してはならない事項

- a. 価格
  - b. 鑑別結果以外の品質を意味する表現
    - \* 宝石の品質あるいは価値を示唆する表現やダイヤモンドのグレーディング用語等は記載してはならない。
    - \* 宝石の産地名及び産地を暗示させる呼称は記載してはならない。
- 例：パライバ・トルマリン  
サンタマリア・アフリカーナ・アクワマリン等

第6条 以下の鑑別結果のボーダーについては(中)宝石鑑別団体協議会で定めたマスターストーンあるいは資料に従うものとする。

- パパラチャ・サファイア\*
  - ブラック・オパール
  - ルビー及びサファイアの充填物
  - ピンク・サファイアとルビーとパープル・サファイア
  - アレキサンドライト
  - ルベライト\*
  - インディゴライト\*
- \*パパラチャ・サファイア、ルベライト、インディゴライトは別名でのみ使用可

- 付則 本規定は昭和58年5月1日、施行  
本規定は平成8年9月1日、一部改定  
本規定は平成10年4月17日、一部改定  
本規定は平成10年11月17日、一部改定  
本規定は平成19年4月21日、一部改定

## ( ) 鑑別書の規定

### 1. 鑑別器材

(中) 宝石鑑別団体協議会では、基本的な鑑別作業において使用される機器として以下を定める。但し、必要に応じてその他の高度な分析機器や手法が用いられ、それらには破壊検査も含まれる。この場合、顧客の承諾のもとで行われる。

#### 鑑別に使用される器材

宝石鑑別用光学顕微鏡 / 宝石屈折計 / 偏光器 / 直視型分光器 / 紫外線蛍光観察装置 / 比重液 / 比重測定装置 / ニ色鏡 / カラーフィルター / 紫外・可視分光光度計 / 赤外分光光度計 (FT-IR) / 色比較検査用光源 (D65) / ガイガーカウンター。

#### 高度な分析機器

LA-ICP-MS / EDXRF / X線回折装置 / 軟 X 線透過装置 / ラマン分光装置 / 光散乱レーザートモグラフィ等

### 2. 報告書の種類

(中) 宝石鑑別団体協議会では報告書の発行に際し、「鑑別書」および「分析報告書」の2種を設定する。

#### (1) 鑑別書

上記、「1. 鑑別器材」を使用して得ることが可能な検査結果を記載した報告書。

#### (2) 分析報告書

上記、「高度な分析機器」を使用し、【各種宝石の表記及びコメント】にある宝石に関して、より詳細な情報を必要とする場合に発行する

報告書。

本報告書には、検査結果と共に(中) 宝石鑑別団体協議会が定めた分析機器による検査データを記載する。

本報告書の発行は(中) 宝石鑑別団体協議会加盟機関全てに義務付けるものではなく、各機関の任意とする。

### 3. 結果表記

鑑別の結果の表記は、以下の3項目で構成される。(但し、合成石、人造石、模造石を除く)

#### 鉱物名 (Group/Species) または 素材名 (Material)

【各種宝石の表記およびコメント】に従って記載する。【各種宝石の表記およびコメント】に記載の無いものについては、鉱物名 (国際鉱物学会で承認された) または生物学上の呼称を記載する。

人的手段を介さず自然界で生成されたこれらのものには、すべて“天然”の接頭語を冠する。

#### 宝石名 (Variety)

【各種宝石の表記およびコメント】に従って記載する。すべて 天然 の接頭語を冠しない。カラーバラエティの付加は任意とする。【各種宝石の表記およびコメント】に記載の無いものについては、その鉱物名または生物学上の呼称で記載する。光学的効果をもつ宝石には、その効果を表す接頭語または接尾語を付けて記述する。

#### 開示コメント (Comment)

処理の内容を明記する。但し、確証を得ることができないものには、その旨をコメントする。鑑別対象石が多数の場合、報告書の結果表記スペースの都合上 開示コメントは簡略化した表現で明記される。

以下の宝石種は、人為的処理が広く行われているとされているが、現時点の鑑別技術ではその確証を得ることが出来ないものである。

アクワマリン	加熱
シトリン（黄色）	加熱
バイカラー・クォーツ（黄色 / 褐色）	照射
スモーキー・クォーツ	照射
カンゴーム	照射
スター・クォーツ（褐色、黒色、黄色）	照射
クォーツ・キャッツアイ（褐色、黒色、黄色）	照射
ピンク・トパーズ	加熱
トルマリン（赤色、ピンク色）	照射
（一部の青色、緑色、黄色等）	加熱
ジルコン（無色、青色、ゴールドン）	加熱
ブルー・ゾイサイト	加熱

#### 脇石に関する結果表記

鉱物名は省略し、宝石名だけで表記される。

開示コメントは簡略化した表現で宝石名の直後に括弧内に明記されることもある。例：ルビー（加熱）

主な開示コメント	簡略した表現
透明度の改善を目的とした透明材の含浸処理が行われています	含浸処理
外観の改善を目的とした充填処理が行われています	充填処理
色の改善を目的とした加熱が行われています	加熱
色の変化を目的とした人為的な外部からの元素の拡散加熱処理が行われています	拡散加熱処理
色素による着色処理が行われています	着色処理
色の変化を目的とした人為的な照射処理が行われています	照射処理
色の変化を目的とした高温高压プロセスが行われています	高温高压プロセス
コーティングによる人為的な着色処理が行われています	コーティング処理

【鑑別書の表記】として以上を鑑別書上に記載しなければならない

( ) 宝石もしくは装飾用に供される物質の定義および命名法に関する規定

第 1 章 分類および定義

1 - 1 分類

装飾用に供される物質（真珠は別に定める規定による）生成起源により以下のように分類される。

- a. 天然石
- b. 人工生産物
  - b-1. 合成石
  - b-2. 人造石
  - b-3. 模造石

ただし、**宝石** はこれらの中で天然石のみを指す用語であり、合成石、人造石、模造石などの人工生産物には用いられない。

1 - 2 定義

1 - 2 - 1 天然石

天然石とは、人的手段を介さずに自然界で生成された宝石物質（鉱物、岩石および有機物）をいう。

ただし、天然宝石には、カット、研磨以外の人的手段が加えられていないもの、および生成後に色、外観の処理がなされたものが含まれる。

- a. 現在、カット、研磨以外に人的手段が加えられていないとされるもの（もしくは、非常に希なもの）
- b. カット、研磨以外に人的手段の加えられた痕跡を認められないもの
- c. 加熱
- d. 無色オイルの含浸
- e. オイル以外の無色物質の含浸
- f. 漂白
- g. 着色（染色を含む）
- h. コーティング（ペインティングを含む）
- i. 拡散
- j. 放射線照射
- k. 着色物質の含浸
- l. 充填
- m. レーザードリリング
- n. 高温高圧プロセス
- o. その他（上記以外）

1 - 2 - 2 人工生産物とは、人の手により、全てもしくは一部が生成された物質をいう。

1) 合成石

同種の天然石とほとんどあるいは全く同一の化学特性、物理特性、内部構造を有する、一部あるいは全体を人工的に生産した物質をいう。

- a. ダイヤモンド
- b. ルビー
- c. サファイア
- d. アレキサンドライト
- e. エメラルド

- f. スピネル
- g. 水晶
- h. オパール
- i. ベリル
- j. モアッサナイト
- k. ジンサイト(ジンカイト) など

## 2) 人造石

天然には対応物が存在しないが、- 定の化学特性、物理特性、内部構造を有し、人工的に生産した物質をいう。

- a. YAG(イットリウム・アルミニウム・ガーネット)
- b. GGG(ガドリニウム・ガリウム・ガーネット)
- c. キュービック・ジルコニア
- d. チタン酸ストロンチウム
- e. チタン酸マグネシウム など

## 3) 模造石

天然石あるいは合成石の色、外観、質感を模倣したもので、その化学特性、物理特性、内部構造が対応物のそれと、一部あるいはすべて異なるものをいう。

- a. ガラス
- b. プラスチック
- c. セラミック
- d. 張合せ石
- e. 再生・プレス製品 など

## 第2章 命名法

### 2-1 表記

1-1で定める分類に基づき、以下のような表記を行なう。

#### 2-1-1 天然石

**鉱物名 (Group/Species)**

別表 参照

すべて 天然 の接頭語を冠する。

**宝石名 (variety)**

別表 参照

すべて 天然 の接頭語を冠しない。カラーバラエティの付加は任意とする。

**開示コメント (comment)**

別表 参照

処理内容を明記する。但し、確証を得ることができないものには、その旨をコメントする。

#### 2-1-2 合成石

1-2-2 (1)で定める合成石には 合成 の接頭語を必ず冠する。

合成以外の、天然石と誤認されるような接頭語は、いずれの場合でも使用してはならない。

#### 2-1-3 人造石

1-2-2 (2)で定める人造石には 人造 の接頭語を必ず冠する。

#### 2-1-4 模造石

1-2-2 (3)で定める模造石の場合、張合わせ石以外はすべて 模造石 と表記する。

ただし、素材が同定できる場合には、素材名を付記しても良い。

また、張合わせ石については、タブレット あるいは トリプレット の表記を用いる。

## 2-2 呼称に関する規定

### 2-2-1 色石の記述

天然石、合成石および人造石の呼称に、色名を冠することは任意とする。

### 2-2-2 特殊な光学効果に関する表記

次のような特殊な光学効果を有する天然宝石、合成石および人造石は、その効果名と共に、各々の石名を必ず記述せねばならない。

#### a. アステリズム（スター効果、星彩効果）

アステリズムを示す場合、石名に スター の接頭語を冠して表記する。

#### b. シャトヤンシー（キャッツ・アイ効果、変彩効果）

シャトヤンシーを示す場合、石名に キャッツ・アイ の接尾語を付けて表記する。

#### c. 変色性（カラー・チェンジ）

クリソベリルの中で変色性を示す種類のみがアレキサンドライトと命名される。

その他の変色性を示す天然、合成あるいは人造石の場合には、石名に カラー・チェンジ・タイプ の接尾語を付けて表記する。

#### d. アベンチュレッセンス（アベンチュリン効果）

アベンチュレッセンスを示す種類には、石名に アベンチュリン の接頭語が冠されることがある。

### 2-2-3 呼称の誤用

各々の、石名については、別に定める正しい呼称を使用しなければならない。

全く性質の異なる宝石名を併記した誤称、あるいは製造メーカーにより意匠登録された商業名などで表記してはならない。

平成 6 年 6 月 1 日、施行

平成 11 年 1 月 25 日、一部改定

平成 16 年 9 月 1 日、改定

平成 19 年 4 月 21 日、一部改定



## ( ) 真珠の定義および命名法に関する規定

### 第1章 分類および定義

#### 1 - 1 分類

装飾用に供される真珠は、生成起源により以下のように分類される。

- a. 天然真珠
- b. 養殖真珠

#### 1 - 2 定義

真珠とは、生きた貝の体内で形成される代謝生産物であって、かつその外観し得る部分の構成物質が貝殻と等質であるものをいう。

##### 1 - 2 - 1 天然真珠

生きた貝の体内でいかなる人為的な介入要因も含まずに形成された真珠。

天然真珠はその形成メカニズム、特徴により以下に区分する。

##### 1) 真珠層構造を有する天然真珠

###### a. 真珠 (Natural Pearl)

偶然的な契機により、生きた貝の体内で真珠袋 (パールサック) が形成され、その中で形成されたもので、表面が真珠層で覆われているもの。

###### b. 付着真珠 (天然プリスター真珠、天然プリスター)

偶然的な契機により、生きた貝の体内で形成され、貝殻内面真珠層に付着した真珠。

##### 2) 真珠層構造を有しない天然真珠

###### a. 天然コンク真珠

偶然的な契機により、ピンクガイ (Strombus gigas) 等の体内で形成された真珠。

### 1 - 2 - 2 養殖真珠

人為的な介在要因により、生きた貝の体内で形成された真珠で、その外観し得る表面全体が真珠層で覆われているもの。

貝体内への人為的な介在は、天然真珠の真珠形成と同様の形成契機を与えるのみであり、又、形成物は貝体内で生産される天然真珠と同様の天然物のみであること。養殖真珠はその形成メカニズム、特徴により、以下に区分する。

#### a. 有核養殖真珠

貝殻真珠質又はそれと成分、比重および硬さを同じくする物質等から成る核および外套膜小片（ピース）を生きた真珠貝の体内に人為的に挿入することにより、核の周囲に真珠袋（パールサック）を形成され、その袋内で核表面に真珠層が形成されたもので外観し得るその表面全体が真珠層で覆われているもの。

#### b. 無核養殖真珠

真珠貝の外套膜小片（ピース）のみを、人為的に生きた真珠貝の体内に挿入することにより、貝体内に真珠袋（パールサック）が形成され、その袋内で形成されたもので、外観し得る表面全体が真珠層で覆われているもの。

#### c. 養殖プリスター真珠

人為的な介在要因により、生きた真珠貝の体内で真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成された真珠が真珠袋を破り、貝殻内面真珠層に付着したまま真珠層で覆われることにより、貝殻内面真珠層が瘤状に形成された養殖真珠。

#### d. 半形養殖真珠（養殖プリスター）

核を人為的に真珠貝の貝殻内面層に固着させ、核表面を真珠層で覆ったもの。養殖中に使用された核が養殖後も真珠中に残るか、あるいは除去され他の物質に置換されるか否かは問わない。なお、天然真珠あるいは養殖真珠を切断、研磨などにより半形状または3/4状に整形されたものはこの範疇外とする。

### 1 - 2 - 3 模造真珠（イミテーション真珠）

外観、色などを真珠に模して人工的に製造した人工生産物。物理的、化学的特性が同じであるか否かは関係しない。

真珠の定義については社団法人日本真珠振興会の真珠スタンダード  
(2006年版)を参考

## 第2章 命名法

### 2 - 1 表記

第1章で定める分類に基づき、以下のような表記を行う。

#### 2 - 1 - 1 天然真珠

真珠名「各種真珠の表記およびコメント」を参照

母貝が特定できる場合は、母貝名に続き〈天然〉の接頭語を冠する。

開示コメント

処理内容を明記する。

#### 2 - 1 - 2 養殖真珠

真珠名（「各種真珠の表記およびコメント」を参照）

母貝が特定できる場合は、母貝名に続き〈養殖〉の接頭語を冠する。

開示コメント

処理内容を明記する。

#### 2 - 1 - 3 模造真珠（イミテーション真珠）あるいは模造石

### 2 - 2 真珠の加工及び処理の定義

真珠にはさまざまな加工及び処理が施される場合がある。

a. 加温（加熱）

空気中あるいは有機溶剤中の真珠に適当な熱を加え、色素の脱色や光沢を改良する加工

b. 漂白

真珠（層）中に含まれる有機物（シミ等）の色を脱色する加工

c. 調色

養殖真珠を漂白後、軽微なピンク色等に着色することで真珠が本来持つ干渉色を補完する目的で行う加工

- d. 染色  
天然又は合成染料を用い、真珠の色を変化させる処理
- e. 着色  
化学薬品等染料以外の物質により真珠の色を変化させる処理
- f. 放射線照射  
真珠に放射線を照射し、その色を変化させる処理
- g. 半形真珠  
プラスチック等の核を貝殻の内側に接着し、真珠層が覆った後にくり抜き、核及び不純物等を除去した後に樹脂等を充填し、貝殻等で作った蓋をして半形に加工したもの

### 2-3 真珠の加工及び処理と個別の表記

- a. 加温（加熱）、漂白、調色等  
加温（加熱）、漂白、調色等が真珠に行われている場合は、「潜在的に有する美しさを引き出す真珠特有の加工が行われています」の開示コメントが表記される。また、半形真珠に加工されているものは「半形真珠特有の加工」の開示コメントが追加表記される。
- b. 染色、着色、放射線照射等  
染色、着色、放射線照射等が明らかに行われている場合は「着色処理が行われています」の開示コメントが表記される。
- c. その他、特別の処理  
その他、真珠に特別の加工及び処理が施されている場合は、その処理内容を表記する。

平成 6 年 6 月 1 日、施行  
平成 9 年 12 月 3 日、改訂  
平成 16 年 10 月 1 日、改訂  
平成 17 年 1 月 19 日、改訂  
平成 17 年 4 月 1 日、改訂  
平成 19 年 4 月 21 日、改訂